

●香川県告示第164号

香川県希少野生生物の保護に関する条例（平成17年香川県条例第44号）第24条第1項の規定によりニッポンバラタナゴ保護事業計画を定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係書類は、香川県環境森林部みどり保全課及び各県民センターに備え置いて一般の縦覧に供する。

平成21年3月27日

香川県知事 真鍋武紀

1 事業の目標

コイ科タナゴ亜科バラタナゴ属に分類される日本固有亜種の淡水魚であるニッポンバラタナゴ（*Rhodeus ocellatus kurumeus*）は、大阪府・奈良県・香川県・福岡県・佐賀県・熊本県・大分県・長崎県などの限られた水系に分布する。香川県では、香川県東部を中心として平野部の河川やかんがい用水路、ため池に生息している。

近年、ため池の生息環境の悪化、希少性がもたらす捕獲圧の増大、オオクチバス・ブルーギル等の外来種による捕食等のほか、亜種タイリクバラタナゴの侵入による交雑の恐れが指摘されていることから、本亜種を保護することは、種の保存の観点において緊急かつ重要である。

本事業においては、本県の原生息地は局地的であり、その生息基盤が脆弱であることから、本亜種の生息に必要な環境条件の維持・改善、生息を圧迫する要因の軽減・除去等を図ることにより、本亜種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標とする。

2 事業の区域

主として、香川県東部を中心とした本亜種が分布する地域のため池とする。

3 事業の内容

(1) モニタリング調査の実施

保護事業を適切かつ効果的に実施するため、生息地（ため池）をつきの3群に分類し、現在の本亜種生息地における本亜種の生息状況を継続的に把握するために、モニタリング調査を行う。

第1群：本亜種の自然分布と思われるため池

第2群：本亜種を改修工事等による緊急避難などで移植したため池

第3群：その他のため池

モニタリング調査の項目と実施内容は、上記3群に応じて香川県希少野生生物保護対策専門委員会（以下「専門委員会」という。）の意見を聴いて別途定める。

なお、本計画において自然分布域のため池とは、平成6年度以降のモニタリング調査結果に基づき、専門委員会の意見を聴いて県が定める。

（参考：「指定希少野生生物に関する生息・生育状況調査報告書」 平成6～19年度）

(2) 個体群の遺伝子特性の保護と確認

モニタリング調査によって、タイリクバラタナゴの侵入による本亜種との交雫が懸念される場合は、隨時本亜種を採取して有孔側線鱗等を確認し、必要に応じて環境保健研究センター等の協力のもとで遺伝子レベルの解析を実施する。

また、第1群のため池においては、本亜種は生息環境の悪化等により生息数の急激な減少やタイリクバラタナゴとの交雫が懸念されることから、本亜種の個体群の遺伝子特性を保護するため、民間の保護施設を含め適切な施設等においてその一部の個体群の飼育繁殖を行う。

(3) 生育地における生息環境の維持及び改善

自然状態において本亜種を安定的に存続させるためには、産卵母貝であるドブガイ等イシガイ科貝類、イシガイ科貝類の幼生が寄生するヨシノボリ類を含め、本亜種を取り巻く水域生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。

このため、モニタリング調査を踏まえ、第1、2群のため池では生息環境の維持及び改善を推進するために、「ニッポンバラタナゴ保護管理マニュアル」（平成14年）に基づき、本亜種の生息に関する水生生物の生態学的特性を十分に考慮して、ため池のア水質の維持管理、イ水深管理、ウ池及び周辺部の清掃、エ池干しによる底質環境の確保、等の対応がされるよう管理者等と協議する。

(4) その他事業を効果的に推進するための方策

ア 外来種による影響への対応

外来種であるオオクチバス等による本亜種の捕食が懸念される場合は、当該事実を確認の上、池干し等の機会を利用してこれらの魚種の捕獲・駆除を実施するよう管理者と協議する。

なお、オオクチバス等による捕食の危険性が高く、緊急に対策を要する場合は、下記の緊急避難池の確保に準じて一時避難池の確保などの対策を講じる。

イ 緊急避難池の確保

異常渇水や生息地のため池改修等の緊急時には、必要に応じて本亜種の個体群を適切な施設で一時飼育する等の避難措置を講じる必要がある。そのため、現生息地周辺におけるため池を調査し、次の(ア)～(ウ)に該当する一時的移植のための緊急避難池を確保する。

(ア) タイリクバラタナゴと亜種間交雑する危険性がないこと。

(イ) ドブガイ等イシガイ科貝類の生息に適しており、オオクチバス等の天敵が生息していないこと。

(ウ) 一時的移植について地元の水利組合などの承諾が得られること。

この場合において、第1、2群のため池で、現生息地周辺における緊急避難池の確保が困難なときは、一時の緊急避難施設として民間の保護施設を含めて適切な避難施設を確保する。

なお、ため池改修等により緊急避難した本亜種は、緊急避難の原因となった理由が消滅したときは、元のため池の生息環境を確認した上、すみやかに戻す。

ウ 指定希少野生生物保護区の指定

本亜種の生息地における安定した存続を図るため、生息環境等の保全を図る必要があると認められるときは、指定希少野生生物保護区（以下「保護区」という。）を指定する。

なお、保護区は、本亜種の生息にとって重要な生息地であり、かつ地域の監視体制が整っている等、保護区の指定により保護の効果が上がると見込まれる区域を指定する。

エ 普及啓発活動の推進

本亜種の保護を効果的に行うために、学校教育や社会教育等の場面において本亜種の保護を目的とした環境教育を推進し、県民等の理解を広め、保護に対する自覚を高めるための普及啓発活動を行う。

オ 情報公開

本亜種は、希少性があるため、観賞用としての価値が高く、常に違法捕獲の危険性にさらされていることから、生息情報（生息場所や分布を特定する情報）は原則非公開とする。

また、関係行政機関や地域住民の協力を得て、生息地における監視に努めることとするが、以下のすべてに該当する場合は、専門委員会の意見を聴いて公開することができる。

- (ア) 本亜種の生息地で水利組合等による池干し作業が定期的に実施される等、ため池及び周辺環境が良好な状態に保たれている場合
- (イ) 地域住民による監視体制が整備されている場合
- (ウ) 保護活動が環境教育及び普及啓発に寄与すると認められる場合

力 関係者間の連携の確保

本事業の実施に当たっては、県、関係市町、専門家・研究者、飼育繁殖に係わる機関、保護活動団体、教育関係者及び本亜種の生息地周辺の住民等の関係者間の連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。